

# 男女共同参画ふくしまプラン

## 第1章

## 基本的な考え方



# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年3月に期間を10年間とする第1次計画として「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、平成14年12月に「福島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成15年7月には、男女共同参画を進める拠点施設として「福島市男女共同参画センター」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けての取組を進めてまいりました。

また、同プランの中間年である平成18年3月には、社会情勢等の変化を考慮して見直しを行い、「男女共同参画ふくしまプラン（改訂版）」を策定、平成23年3月には第2次計画として「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

心豊かにいきいきと暮らせる社会を創るため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

この計画は、平成23年3月に策定した第2次計画である「男女共同参画ふくしまプラン」を、策定後の社会情勢等の変化や、東日本大震災の経験から得た教訓、平成26年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」をもとに、男女共同参画に関する施策及び事業等の見直しを行うとともに福島市男女共同参画推進条例に基づく基本計画として位置付けるものです。

また、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」と略）が成立し、本市における女性の職業生活における活躍を進めるための推進計画として、この計画の一部を「市町村推進計画」と位置付けております。

# 第1章 基本的な考え方

## 2 計画の性格と期間

この計画は、「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として位置付け、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画は、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画を含みます。

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

ただし、この間、国、県をはじめ社会情勢等の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 計画の基本的な考え方

女性も男性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、女性も男性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

しかし、社会制度や慣習、人々の意識の中にある固定的な性別役割分担の考え方は、女性にのみ家事・育児・介護等の負担を強いることになり、女性の社会進出や経済的自立を阻む要因となっています。また、男性には仕事中心の生活を強いることになり、生活者としての自立が阻まれ、家庭生活や地域活動への参画にも男女の偏りが見られます。

こうした現状を踏まえて、あらゆる分野に男女がともに参画し、責任を担うとともに多様な生き方を選択できるようにするため、女性も男性も自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる男女共同参画社会形成のための施策を積極的に推進する必要があります。

このような考え方を基本として、この計画では3つの基本目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

一方、男女共同参画は、女性の課題として認識されることが多く、男性の意識が低い状況となっています。このため、男女共同参画が、男性にも正しく理解されるよう男女共同参画を男性の視点からとらえ、男性に対する取組を一層推進します。

また、この計画の一部を女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置付け、本市での女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ります。

# 第1章 基本的な考え方

## 4 計画の構成

この計画は、全4章で構成し、第1章「基本的な考え方」では、この計画の策定の趣旨、性格と期間、基本的な考え方、構成について示しています。

第2章「施策の体系（体系表）」では、取り組むべき3つの基本目標と7つの施策の方向性、16の基本的施策を設定しています。

また、男性の立場・視点から男女共同参画の理解を深めるため、基本的施策全体をとらえ、男性に対する男女共同参画の施策を横断的に配置しています。

第3章「目標と施策」では、「施策の体系」に基づき、基本的施策ごとにそれぞれの具体的な取組と事業を示しています。

なお、男性を対象として男女共同参画の啓発・理解を一層図るため、特に男性の参画を求める事業には、「男性重点」と表示しています。

また、女性の職業生活における活躍推進について、基本目標Ⅱの「施策の方向性1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」中、「基本的施策（1）雇用環境の整備と働き方の見直し」と「基本的施策（4）仕事と子育て及び介護等の両立支援」を、女性活躍推進法の「市町村推進計画」と位置付けています。

第4章「計画の推進」では、この計画を総合的かつ計画的に推進するための体制について示しています。

## 第1章 基本的な考え方